

此時に於て一九一八年クリストフアーン Christopherson 氏は吐酒石を埃及住血吸蟲病に應用して卓效を認めて之を報告すると此方面に於ける報告相踵で發表され吐酒石の作用が秀で居ることを證するに至つた。

本邦でも大正十二年西葉求氏が宮川氏指導の許に詳細な動物實驗によつて吐酒石の日本住血吸蟲病にも有效なるを證せられた。其の後武藤昌知、川村麟也、風間美顯、田中修二の諸氏も亦同様の報告を發表せられた。宮川、三神氏等はこれを人體に使用して著效を認められた。

爾來吐酒石は寄生蟲及原蟲病の驅蟲劑として廣く應用され其卓效を認められつゝある。

從來「フンチモン」劑は古くから腐蝕、收斂、吐劑の目的に使用されたが十六世紀末葉より十八世紀中葉に亘る百數十年間大いに其效果を認められ萬病の靈藥として種々な疾患に廣く應用された。其後次第に其聲價を失ひ僅に吐劑として使用されたが本世紀の當初メスニル及ニコル兩氏は Meull and Nielle 睡眠病に有效なることを推獎し一九〇八年プリンマー及びトムソン Plimmer and Thomson 氏等は睡眠病に使用し諸家によつて睡眠病「カラブザール」悪性「マラリヤ」症及「フィラリヤ」症等に應用され、これが寄生蟲及原蟲病に有效なるを認められたものである。

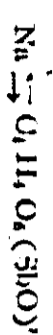
(イ) 吐酒石

「フンチモン」劑中最も有效なるものとして吐酒石を擧げることが出来る。

吐酒石 Antimonyl kalium Tartrat $C_4H_4O_6 \cdot 10H_2O$ は「フンチモン」の複鹽であつて細小透映の結晶或は白色結晶性の粉末で氣中で漸次風化して十七分の水並に三分の熱湯に溶けて弱酸性を呈する、酒精にはとけない。本劑は寄生蟲驅除劑としては昔から家畜の條蟲驅除に用ひられた。

吐酒石は「フンチモン」の「カリウム」鹽であるから其毒性が強く特に心筋に對して有害に作用する。そこで西葉求氏の研究で之を「ナトリウム」鹽に代へて萬有合資株式會社岩垂享理學士によつて製せられたものである。

(ロ) 「メチンナール」Sulmal $C_4H_4Na(SbO)_6 \cdot 10H_2O$ (Antimonyl Sodium tartrat) は白色の粉末で無臭容易に水及生理的食鹽水に溶けて微弱な酸性反應を呈する溶液中には「ナトリウム」「イオン」と「フンチモン」基とに解離する。即ち次の化學式の様である。



「メチンナール」の殺蟲作用

「メチンナール」は其溶液中で $Na_2C_4H_4O_6(SbO)_6$ に解離して遊離する SbO_3 は極めて微量であるからこの水溶液では何等殺蟲作用がない、これが生體内にて分解し金屬「フンチモン」 Sb_2O_3 が遊離せられこのものが向寄生蟲性 Parasitocidal として蟲體に直接に作用し蟲體を死滅させるのである。

西葉氏は實驗的に日本住血蟲に對する本劑の作用を詳細に研究せられた。

同氏は日本住血吸蟲の「セルカリフ」を用ひ試験犬に感染せしめた翌日若しくは數日以内に本劑を體重「プロキロ」〇、〇〇五使用して數回或は數十回の注射を施したのに試験犬は二頭共五十日以内に於ても何等住血吸蟲の症狀を呈しない其後解剖したのに門脈系統及肝臓内に蟲體を檢出することが出来ず時に顯著な退行變性を呈した蟲體をも見たと云ふ。

この實驗によつて「メチンナール」は住血吸蟲の潜伏期間中に作用して其發病を防止することが知られる。又同氏は定型性の日本住血吸蟲病の發病に際して本劑「プロキロ」〇、〇〇五を二日置きに靜脈内に注射したのに六、七回の注射を終るときは症狀は大いに輕快し糞便内には變性した卵子が多數現はれ十回以上十數回の注射を経たものは完全に諸症狀の消散するのを見た。

「メチンナール」の中毒量及藥用量

家兎及犬に於て體重「プロキロ」〇、〇二瓦は致死量である。〇、〇一は耐量で可成強度の急性變化を肝、腎、腸及淋巴腺等に現す。「プロキロ」〇、〇〇五瓦では治療効果は確實であつて臟器組織の變化は輕度である。〇、〇〇一では尙多少の變化を宿主體内成蟲及蟲卵に及ぼすと云ふ。

故に藥用量は體重「プロキロ」〇、〇〇五—〇、〇〇一の間である。

「メチンナール」による蟲卵及蟲體の變化

感染試験動物に「メチンナール」治療を施し之を解剖して臟器及組織内に介して居る母蟲並びに蟲卵の變化を詳細な組織學的檢索をなしたのに門脈系統に母蟲を見出すことは稀で偶々得る蟲體は強度の退行變性をなし腸壁及肝臓内に少數に見出す蟲卵も亦同じく強度の退行變性に陥り卵子内容は不鮮明となり、細胞核に核の構造は朦朧となり、終に全然崩壊して石灰の沈着が来る、西氏はこの經過を顆粒性變化、硝子樣變性、卵殼、破壊、石灰沈着の四種に分けて觀察せられた。

これらの實驗的所見によつて「メチンナール」の蟲卵及母蟲に對し殺蟲作用のあることが明かに證明せられた。

「メチンナール」の人體使用量。

「メチンナール」は〇、三乃至〇、六瓦を隔日又は三日目毎に靜脈内に注入し約十五回又は二十回に亘るのである。

本劑は萬有製藥株式會社の製品で使用法は左の通りである。

第一回注射(一號量) 二〇g (含有量〇、三瓦)

第二回注射(二號量) 三〇g (含有量〇、四五瓦)

第三回注射(三號量) 四〇〇 (含有量〇、六瓦)

第四回注射(四號量) 五〇〇 (含有量〇、七五瓦)

本注射液は一〇〇に付き〇、一五瓦の「スチブナル」を含有するから第一回注射には一號量を静脈内に注射す、そして何等副作用のない場合には隔日に第二號第三號と増量して第四號量を注射し終る時は再び第一號量より注射して「スチブナル」全含有量約七、五瓦に至つて注射を中止するのである。

若し副作用が強い者では注射間隔を延すか、或は量を減じて注射を行ふのである。そして婦人、虚弱者、小兒では各其體質によつて量及び間隔を増減する。

禁忌症

重症な心臓病者「アンチモン」に對し特異體質を有するもの。

副作用

嘔氣、嘔吐、食慾不振、體重減少、腎臟疾患、

(ハ)「ネオスチブナル」。肝臟「チヌトマ」の條下に述べる。

(ニ) 鹽酸「エメチン」

「エメチン」は吐根の有効成分であつて鹽酸「エメチン」として使用せられる。

一九一二年ローチヤス Rogers 氏は印度に於て「アムペバ」赤痢に使用して其效力を認めてから種々の寄生蟲病患者に試みられる。

本劑を初めて住血吸蟲に用ひたのは埃及の「アレキサンドリヤ」のツアミス Turamis 氏であつて一九一三年のことである。次で一九一五年マルチン、メーヤー Martin-mayer 氏住血吸蟲に用ひ〇、一瓦宛皮下に注射して病症輕快、血性膿性尿は透明となり、蟲卵が著しく減少したのを認めめた。

チアマンヤス及チカラス氏等 Dimmitz, Takala 亦住血吸蟲に本劑が有效であることを證して之れを報告した。

本邦に於ては大正四年池田正賢氏本劑を肺「チヌトマ」に有效なるのを證せられてから安藤亮氏の實驗報告、森安連吉氏の治療報告等の發表があり漸く一般諸家に認められ本劑は肺「チヌトマ」に有效なる藥劑として用ひられる様になつた。

其の後辻實治氏、川村麟也氏等は本劑を日本住血吸蟲病に用ひ何れも能く蟲體を死滅させ本劑の有効なることを實驗的並びに臨床的に證明せられた。

辻氏は大正八年家兎六頭に日本住血吸蟲の「セルカリヤ」を感染させ四頭に「エメチン」療法を試み二頭を對照とした。即ち〇、二五%の「エメチン」を家兎體重「プロキロ」〇、五—〇、六宛宛一日一回皮下に注射し中毒を避けるために四日間持続して四日間休息斯様にして注射を反覆する。

試驗動物三頭は感染後二十四日目一頭は感染後四十二日目に注射を開始し右の様な注射方法によつて實驗された結果鹽酸「エメチン」の普通用量を持續する時は初め雌蟲を萎縮に陥らしめた後之を死滅させ普通用量の八回乃至十回の皮下注射の後には全く雌蟲の痕跡をも見ない。

同時に雄蟲も著しく萎縮し遂に死に至るを免かれなかつたと云ふ。而して日本住血吸蟲に對する「エメチン」療法は感染後日淺き程良好な結果を得殊に其應用は産卵期前でなければならぬ産卵期を経過する時は普通に産出した成熟卵に因る病變を避け得ないと云ふ。

川村麟也、風間美顯、田中修二氏等は「エメチン」を家兎、犬、猿に實驗的に試み有效なることを證しこれを人體患者に試みられた。

即ち人體重「プロキロ」〇、〇一四三—〇、〇一八六を毎日皮下注射したのに二〇—三〇回注射後では粘血便は消失すると同時に蟲卵も消失し臨床上患者の一般状態は頗る改善せられ貧血性は輕減し體重は増加し副作用として特に厭ふべき者はないと報告せられた。

「エメチン」の副作用

「エメチン」は著積作用があるものだから其使用には注意が必要である。其症狀としては全身倦怠、食慾不振、下肢倦怠、消化器障、心臟衰弱嘔吐、稀に致死例がある。

「エメチン」使用法

川村氏等の實驗に基き定められた使用量を左に記せば一日の複方鹽酸「エメチン」注射用量は體重「プロキロ」

最低 〇、〇一六—〇、〇一八六瓦

最高 〇、〇三二—〇、〇三七二瓦

注射は皮下注射で初めに二、三日最低量を注射し患者が「エメチン」に對し特異質でないことを確めた後は漸次増量して最高量となし粘血便及蟲卵の消失する迄續行して消失後尙兩三日は注射を持續するがよい。注射回数は大約二〇—二五回に至つて止める。患者の體質、體格により注射を毎日又は隔日又は休止し再び開始し目的を達するがよい。

第二、「オキソムルキイチ」類 Oxi-thorididae

一、肝臟「チヌトマ」一名鏡形二口蟲 Clonorchis sinensis の驅除

肝臟「チヌトマ」の驅除に就いては古來諸種の方法が試みられたけれども本蟲は肝臟内輸膽管内に主として寄生するものであるから直接に蟲體

に作用する様な薬剤はなく對症的療法に依るの外はない状態であつたが「アンチモン」劑の住血吸蟲及原蟲類に卓效を奏するのを認められてからは本劑の肝臟「チストマ」にも應用せらるゝに至つた。一九一九年ブルツグBurtz氏は肝腫大、發熱、水腫、貧血等を呈する肝臟「チストマ」症の一例に吐酒石の靜脈内注射を行つて約三ヶ月間に亘つて吐酒石の總量一、九五瓦を注入したのに患者の症状は全く消失し遂に再發を見ないで良好な結果を得た。氏はこれを稱して吐酒石は膽汁と共に排泄せられるから膽管内に寄生する本蟲體を有效に驅除し得るものであらうと云ふた。

大正十一年眞繁氏は色素劑、砒素劑、「キニーネ」、「チモール」、「ナフタリン」等を用ひ動物實驗を行つたのに其結果は何等得る所がなく唯吐酒石のみが比較的少量用ひることによつて有效である様だとせられた。

一九二三年シヤタツク氏 Shattuck は三例の支那移民に吐酒石の注射を試みたが左程の効果がなく其翌年一九二四年同氏は更に三人の患者に吐酒石「ズルフ、アルスフエナミン」Fulpharsphenamin とを交互に注射し初めて有效なことを追加報告した。

大正十三年片田武揚氏は「ヌチブナール」を試験家兎に三十回乃至三十六回注射したのに蟲體の發育は著明に障礙せられ又は之を死滅させたことを認められた。

大正十四年龍治節三、草野圓助兩氏は臨床的竝に實驗的肝「チストマ」に「ヌチブナール」を應用し一定の障礙を成蟲に及ぼし排卵機能をも制限することを認めた。

大正十五年白井光次氏は宮川氏指導の下に於て吐酒石の性状を改良し之を「ネオヌチブナール」と命名せられた。白井氏の改良せられた要點は吐酒石は酸性反應を呈し動物體内に注入された時は體組織と結合して不溶性の有機化合物に變じ従つて長く體內組織中に沈着して蓄積作用を來し中毒作用を起すものだから之れを「アルカリ」性として注入された薬剤の排泄を早くなる様にして其毒性を低減させたものである。これがためには一定量の酒石酸「ナトリウム」を介して炭酸「ナトリウム」によつて本來の吐酒石を「アルカリ」性としたのである。

(イ)「ネオヌチブナール」Neutral

本劑は斯くして製造されたものであつて其一瓦中には〇、一五六五瓦の「アンチモン」を含み其溶液は無色透明で微に鹹味がある。そして本劑の一瓦は「アンチモン」含有量に於て吐酒石の約〇、四五四瓦に相當するものだから本劑の二、二%溶液は吐酒石の一、〇%のそれに相當して居る。

「ネオヌチブナール」の毒性試験

白井氏によつて行はれた本劑の毒性試験は本劑の二、二%生理的食鹽水を用ひ犬及家兎に就いて試験せられたのに犬體では體重「プロキロ」〇、

〇一八瓦一回注射にては殆んど何等の症状を呈することがなく動物はよく之に耐へ〇、〇二二瓦を注射するときは注射後輕度の呼吸促進下痢を起し體重は減するが終に死すことはない。〇、〇四四に於ては一晝夜後動物は死ぬ。家兎では體重「プロキロ」〇、〇四四迄は耐量で而も犬に於けるよりも注射後の症状遙かに輕症である。〇、〇六六に於て一晝夜で斃死する。而して本實驗に於て本劑の致死量は吐酒石に比し犬體では著差を認めないけれども家兎では約二倍以上の減毒したことが分る。而して本劑は吐酒石と等しく致死量と有效量との間隔極めて近接して居るから動物體内に注入するときは危険な様でも寄生蟲體に有害に作用する分量(體重「プロキロ」〇、〇一一〇、〇〇六六)を一日又は二日の間隔を置いて注射すると其體內でよく異化作用が行はれるから體重「プロキロ」〇、〇一一瓦のときでも十數回迄は著しき副作用なく使用することが出来ること云ふ。

(ロ)「ネオヌチブナール」の治療實驗

又治療實驗として犬二十六頭を用ひ之に肝「チストマ」を感染させて檢便によつて蟲卵を證した時本劑の一定量を隔日に靜脈内に注射した。今、犬體重「プロキロ」〇、〇〇六六乃至〇、〇一一瓦(吐酒石の〇、〇〇三〇、〇〇五)を注射した例に就いて見ると注射十回以内では其糞便中の卵子の数は未だ著しく減少しないが注射回数を重ねるに従つて便中の卵は減少し〇、〇一一瓦の場合では最初一視野に四、五個を認めたものが注射十二三回に及べば一標本中僅かに數箇を檢出するに過ぎない。〇、〇〇八八瓦の場合でも注射完了の前後には無卵となるのを認めた。そして蟲體驅除成績を見ると體重「プロキロ」〇、〇一一瓦を十五回注入した第一組の對照例では千百三十六隻の生活蟲體を膽道内に認めたのに反し治療を行つた四例では唯一頭に於て生活蟲體十隻を認めただのみで他の三頭には全然之を見ない即ち體重「プロキロ」使用總量〇、一六五瓦を用ひて罹患動物の七五%に於て膽道内の蟲體を全然驅除することが出来た。〇、〇〇八八瓦を十六回注射した第二組では對照例に於て其膽道内に三百六十八隻の生活蟲體を認めたが注射した五例では内二例に全然蟲體を認めない他の三例でも二隻乃至二十九隻を認めたのみだ、即ち注射動物の四〇%に於て蟲體を全然驅除し得た。

〇、〇〇六六及〇、〇〇四四を夫々十八回乃至二十回注射した例でも寄生蟲體を減じた。

(ハ)「ネオヌチブナール」注射による蟲體及蟲卵の變化

白井氏は之に就いても詳細な形態學並びに組織學的の檢索を遂げられた。今其の一端を述べると試験犬の體重「プロキロ」〇、〇〇六六、〇、〇〇六一、〇、〇一一瓦を十數回靜脈内に注入すると其膽管系統に寄生してゐる蟲體に作用して其寄生數を減らし或は全く死滅させることが出来ることは前記の實驗成績を見ても明かに承認されることである。そして規定の注射を終了した動物で數日以内に剖檢したものでは當時既に死滅した蟲體で尙ほ膽道内に介在してゐるものは何れも膽汁色素によつて著色せられ死滅後相當の日數を経たものは蟲體の表面糜爛崩壊して蟲體は黒綠色となり

枯葉状を呈して来る。又死滅蟲體の中には既に崩壊して黒色米粒大の顆粒状の破片に變り、肝管内に介在し或は塊状に集團し膽囊底に沈澱してゐるのを見る事が屢々である。

膽道内に於て生存してゐる蟲體でも菲薄纖小で大小不同、且つ蟲體弛緩し外觀一般に蒼白色を呈して居る。

是等の殘存蟲體を鏡下に見ると蟲體の卵巢等丸は萎縮し排泄器は膨大して多量の「アンチモン」が沈着して居る。

そして藥劑のため變性した蟲體に就いて其子宮卵子の變化を見ると卵子は一般に減少し子宮内腔は處々に卵子を持たない廣汎な空隙が出来て子宮末端部のもでも卵殼が褐色を呈して居るのは甚だしく多くは微黄色乃至不透明な白色であつて卵殼には屢々皺裂を生じて卵殼の大きに不同がある。そして子宮内に於て卵殼が出来て卵細胞の分胞を營むものもあるけれども分胞球の配置は不整頓で各胞球が離解し卵殼内に仔蟲が生じても仔蟲の前後から次第に變性し終に卵殼内容は雲霧様のものに變じ仔蟲は死滅するものである。

(ニ)「ネオスチブナル」の使用量

體重「プロキロ」〇、〇〇六乃至〇、〇一一瓦を隔日に十五回以上を靜脈内注射をなした場合に有效である。そして宿主の健康の許す限り注射間隔を延長せざるがよろしい。宿主に對する中毒作用と蟲體驅除力に鑑み體重「プロキロ」〇、〇〇八八瓦を隔日に十六回注射した後尙ほ蟲卵を見る様なことがあれば一時注射を中止しても蟲體は本劑に對し耐性とならないから宿主の健康の恢復を待つて再び本分量を繰返すことが得策だと云ふ。

本劑は「スチブナル」一に對して「ネオスチブナル」二、二の割合に使用すればよい。

唯本劑の缺點は製造後日を経たものは變性し中毒することがあるから常に新鮮な藥劑を使用することが必要である。

(ニ)「オビスソルキス、フニリオウキ」Ovischoris felinens

本蟲は通常猫の膽囊及膽管内に寄生するもので犬、狐及人類にも見られる我國では未だ人類に見ない。

本蟲寄生によつて来る病變は肝臟「キヌトマ」と同様であろう。

第三、「ツロントロイトキーク」類 Troglodytidae

一、「キヌトマ」Paragonimus Westerni の驅除。

「本蟲の發育環」中間宿主、感染経路及び本蟲寄生によつて宿主の受ける病害等皆明かに研究されたが唯之が驅除法のみ完全なものがない、鹽酸「エメチン」の皮下若しくは靜脈内注射は本症に卓效を奏することが池田正賢氏によつて唱導され安藤亮氏は大正六年本劑を動物實驗に用ひその成績を發表した、即ち氏は二頭の犬に被包發幼蟲を試食させて糞便中に多數の蟲卵を證明する様になつて本劑を皮下注射した。注射量は〇、

〇八%鹽酸「エメチン」を毎回一錠宛注射し十四回に及んだ。試験動物はこの注射を連續的に行ふ時食慾不振、衰弱が来るが之を中止する時は漸次舊に復し大なる障害を認めない。糞便内蟲卵は一例では漸次減つたが一例では著變を認めなかつたと云ふ。

大正七年菊池、今村兩氏の鹽酸「エメチン」治療實驗報告がある。大正八年佐伯佐氏の治療實驗もある。森安連吉氏は「サルヴァルサン」の靜脈内注射又は鹽酸「エメチン」の皮下或は靜脈内注射によつて何等特效がないと云ふ。然るに近藤喜一氏は「スチブナル」を六例の患者に用ひ血痰の咯出止み、其内にある蟲卵は減少するか、或は全然消失し其症狀大いに輕快し蟲卵も一定の有害作用を受けるものであると云ふ。然るに宮川氏の人體實驗、白井氏の犬體に於ける實驗では良好の結果を得られなかつた。

第四、「ヘテロフキーク」類 Heterophyidae

一、「メタケニムス、メナケツ」Metagonimus Yokogawii の驅除

本蟲は明治四十四年横川定氏が鮎に一種の包囊蟲を檢出し之を犬に試食させて其腸管内に極めて小さい一新吸蟲を發見せられたものである。本蟲の寄生部位は空腸の上部及び中部に最も多く、小腸下部及び十二指腸には稀である。

本蟲は其發育の若き時期では深く腸粘膜内に入り込んで固有膜粘膜炎に達して居る。發育するに従つて粘膜炎に表はれ来るものだから腺組織は屢々廣く破壊せられることがある。本蟲が多數に寄生する時は屢々慢性腸加答兒又は下痢の原因となる。

驅蟲法は十二指腸蟲の場合と同様な方法である、驅蟲劑として「チモール」「ネマトール」等が好んで用ひられる、横川氏は二十八歳の患者に前處置を行ひ翌朝「チモール」と「ナフタリン」の合劑を與へ下劑として「リチネ」油を用ひ驅蟲の結果三千隻の蟲體を得數日後糞便檢査によつて再び蟲卵を認めたら「サントニン」を服用せしめたのに全く無効に終り再び「チモール」「ナフタリン」の合劑によつて約六百隻を驅蟲し得たと云ふ。

第五、「フラスチオリーチ」類 Fasciolidae

一、「フラスチオロンシス、バスキイ」Fasciolopsis buski の驅除

本蟲も小腸の上部に寄生し腸内容を喰ひ一種の毒物を排泄する、そのために宿主及蟲體自己も亦害を受けるものである。

病症としては浮腫を來し下痢と便秘と交互に來り營養障礙を起す。時に「チフス」様の高熱を發することもある。其の他下痢、血便、鼓腸、食慾亢進或は不振などを來たす。

本蟲は支那に極めて廣く淫浸して居る。本邦では其症例は支那人にだけ見る。

本蟲の驅除は極めて容易で「チモール」「ペタナフトール」等好んで使用される。尙この屬に肝蛭 Fasciola hepatica がある。本蟲は肝臟膽管に

寄生するもので人に寄生するのは稀であつて四十例の報告があるのみである。主として草食動物に寄生するものだから畜界には其害は出々敷き問題である。病畜として肝臓、肥大、貧血、瀉削、浮腫、水腫のために発れる。驅蟲劑として四鹽化炭素が賞用される。

第二節 條 蟲 類

第一項 條蟲類の驅除

條蟲類の驅除は十二指腸蟲類の驅除法と類似なものであるけれども其驅除は困難である。

條蟲の内最も容易に驅除されるものは有鉤條蟲で裂頭條蟲、「ナナ」條蟲之に次ぎ無鉤條蟲が最も困難である。そして條蟲類に對しては其何れにも特效藥と云ふものがないから民間藥、醫藥共に其數が多い。驅除の目的とする所は藥劑を以て腸壁に固着して居る蟲體の頭部を麻痺させて腸の蠕動及下劑によつて機械的に宿主體外に排出させるのである。故に藥劑の作用を強大にするには豫め腸内容を出來得る限り空虚にしてこれによつて幾分蟲體をも病的状態になしおくものである。されば條蟲驅除に於ては人體の衰弱は免れない所だから入院治療が最上である。

一、前處置

藥劑投與前兩三日間消化し易い食餌で残渣の少いものを與へて腸内容を比較的少量にして排便を容易にする。

驅蟲劑使用前日、下劑を與へること等は十二指腸蟲の場合と同様である。

二、驅蟲劑

(イ) 綿馬越幾斯

本劑は古來から賞用せられる。

使用法

五、〇—一〇、〇—二〇、〇—一五、〇瓦の本劑を夫々一瓦宛「カプセル」内に入れて三十分より一時間の内に服用させる。これ以上の大量は使用してはならない。

蟲體頭部の腸管、下部に残り居る際には本劑を微溫湯に溶かし液腸することもある。小兒には單食を加へるがよい。或は「グミ」を加へて乳劑とすることもある。

使用上の注意

本劑は油類に溶け吸收されて中毒を起すことがあるから「リチマス」等の様な油類下劑を使用してはならない。鹽類下劑として硫苦「カルルス」泉鹽の如きものが賞用せられる。

本劑服用後に來る不快、嘔氣に對しては氷塊が最もよい、或は赤酒「コンニャク」の如きも良果がある。アボラント *Apolline* 氏は「メントール」と乳糖各〇、二瓦を「オブライト」に包み藥劑使用前三十分服用せれば良果があると報告した。

(ロ)「フキルマロン」並に「フキルマロン」油「フキルマロン」は好んで小兒に用ひられるもので其使用量二—五歳迄は〇、二—〇、三。八—一二歳には〇、五—〇、七。大人には〇、七—一、〇を用ひる。

ボオランスタイン *Bolanstein* 氏は「フキルマロン」一、〇「リチマス」油九、〇割合に混じたものを「フキルマロン」油 *Flintman Oil* と命名した。

大人七乃至一〇瓦を一時に使用して良結果がある。

本劑は中毒少なきため小兒に對する藥劑として推奨せられる。

(ニ) *Extradum Aspid. spinulosum* なるものがある。

本劑はヌウエチーンに産する一種の綿馬の類で *Aspidium spinulosum* 及び *Aspidium dilatatum* から抽出したものである。

フキツシヤ *Fischer* 氏は本劑四瓦を與へて著效を得たと云ふ。既にラウレン *Lauron* 氏の用いたものでフリードニン *Friedmann* 氏も亦報告してゐる。

綿馬「エキス」の代用として小兒にはゼーメン、ククルルピーテ、マキシメー *Seimon Chaurhine Maxime* 南瓜子(きくちどうなす)の實子(が)使用される。即ち南瓜子六〇乃至一〇〇瓦を砂糖と共に處理して紙劑となし之を一時に内服させる。服藥後三十分で下劑を與へる。クロステル *Koster* 氏は南瓜子二〇〇瓦水二〇〇を五〇〇に煎出して大人に用ひた。

綿馬「エキス」の有効成分として「フキリチン」なるものがある。宮川氏の實驗によれば犬に寄生する瓜實條蟲に對しては能く驅蟲力があるけれども綿馬には及ばなすと云ふ。

(三)「セピロール」並に「チニオーカ」

ゴールドマン *Goldmann* 氏はヘルシヤに産する「ヤブカウツ」科に屬する「ムセンナ、アビシニカ」*Musenma Abyssinica* なる一植物の皮から有効な「セピロール」を抽出した。本劑は單獨に用ひては殺蟲作用のみにて驅蟲作用はない。されども之に「チモール」及び「ザリチール」

鹽酸を加へる時は驅蟲作用著しく加はるもので此合劑を「チニオール」と稱へる錠劑として用ふ。

使用法

本劑投與前日腸管内を空虚として翌朝「コップ」一杯の茶を與へた後十分を経てから大人に十三—十五錠を與へる。

(ホ) 柘榴根皮 *Cortex rubrae Granati*

本劑は古來から賞用せらるゝ。支那に於ても古代より殺蟲劑として用ひ歐洲では神代から之を用ひたものである。本劑は浸劑として用ふ。即ち柘榴根皮五〇瓦を三〇〇坩の水に加へ十二時間前後まで煎出して約二〇—二五〇坩に濃縮し之に單舎又は橙皮舍利別二〇—三〇瓦を加へて早朝空腹時に内服させる。本劑は異臭があつて味が良くない。

時に胃「カテーター」にて直接に胃内に送入することがある。本劑使用によつて頭痛様疼痛、嘔吐、下痢を來すことがある。

本根皮の有効成分である「ペルレチリウム」*Pelletierium* はフランスにて賞用せらる。本劑は殺蟲作用があるが容易に中毒作用を來す缺點がある。即ち眩暈、視力障害、惡氣、嘔吐、心悸亢進、震顫、腓腸筋痙攣等である。特に「タンニン」酸を加へない時には其吸收急激であつて中毒を起し易い。

硫酸「ペルレチリウム」 〇、三—〇、四

タンニン酸 〇、五

覆盆子舍利別(若しくは水) 三〇、〇

右合劑一時に服用し十五分乃至三十分後「センナ」浸の様な下劑を與へる。

(ク) 「ロン」花 *Floria Kosa*

本品は亞非利加のアビシニア岡山嶺地に自生し又は村落に培養する *Ingenia abyssinica* と稱へる薔薇科に屬する喬木の雌性花を落花後に採集して乾燥したものである。

使用法

大人一五—二〇瓦を錠劑、舍利別、浸劑として用ひる。

ハンノキ *Hanoch* シリンダ *Bullinger* 氏等によつて推奨せられた。

(ト) 「カマイ」は印度、濠洲、支那の東南部、臺灣等に産する大戟科に屬する「くすのはがしは」*Mollatus philippineus Muller* の果實の表皮に發生した腺體から製する。無味、無臭、代赭色、鬆疎の粉末である。條蟲驅除藥中最も弱い作用を有するもので小兒に一、五—三、〇を錠劑として服用される。

して應用される。

其他「チモール」「ベンチン」「テルペンチン」油「クロロフォルム」「ネマトール」等諸種の藥劑が使用せらるゝ。

(三) 團體的驅除法に就て

本邦に於けるが如く寄生蟲感染率高き國にては適當な時期に於て團體的に寄生蟲驅除法を講ずべきである。即ち學校、青年團、衛生組合等に於て之が實行を計ることが必要である。吾國に於て最も感染率高いのは蛔蟲で鞭蟲、十二指腸蟲之に次いで居る。團體的驅蟲に用ひられる藥劑は第一に價格の低廉であつて中毒症狀少なく効果多きものが最上であることは論を待たない。然れども不幸にして現今未だ斯の如き藥劑がない、即ち團體に有害に作用する藥劑は宿主にも多少其害を及ぼすものである。海仁草、四鹽化炭素、ナフタリン、チモール等の如きは先づ廣く使用せられてゐる、下劑としては硫苦、センナ葉等が用ひられる。

吉田貞雄、豊田一長氏等は三重縣下の一小學校の兒童に就いて糞便検査を行ひ一年間毎月一日海仁草煎(六、〇—八、〇瓦)。「センナ」葉浸を服藥させて一年後再び糞便検査を行ひ驅蟲劑使用前と使用後との成績を比較したのに驅蟲劑使用前には全兒童悉く寄生陽性であつたものが驅蟲劑使用後には八六、五九%陽性即ち一三、四%の驅蟲率を示した。

小竹政吉氏は大阪市内の一小學校兒童約六百名の蛔卵検査を行ふたのに其の中蛔蟲卵のみ三〇%—四〇%の寄生陽性を示しこれを「サントニン」「マクニン」「アンテモン」海仁草の各適量を頓用或は三日間連用して各驅蟲劑の効力を比較したのに「サントニン」「アンテモン」は連用して最も効力偉大で殆んど七〇—八〇、〇%の驅蟲力を示し「マクニン」は六〇、〇%海仁草五〇、〇%の成績を示した。而して頓用では各驅蟲劑の効力殆んど相等しく完全な驅除の目的は達しなかつたと云ふ。

スミリー *Smith* 氏は南米で小學兒童の十二指腸驅除のために左の投藥法を採用した。即ち藥劑投與當時は兒童に朝食を攝らしめないで登校させて左記の様な時間で服藥させた。

午前七時 四鹽化炭素
午前八時 ネマトール
午前九時 硫 苦

四鹽化炭素と「ヘノボチ」油は二對一の比に與へ年齢一歳に就いて兩藥の總量を〇、一瓦とする、即ち例へば十五歳の兒童には一、〇瓦の四鹽化炭素を午前七時に與へ〇、五瓦の「ヘノボチ」油を午前八時に與へ兩藥總量を一、五瓦とするのである。

右の方法によつて約三千人の兒童に一回服藥せしめたのに中毒症狀は一例も認めなかつたと云ふ。そして氏はこの投藥法と共に一方に於て便所

の完備と相待ち十二指腸蟲感染を減少させ様と主張した。

フナヘンボルトン Pallasch 氏は四種化炭素を以て十二指腸蟲に對する團體的驅除劑の理想的なものだと云まで居る。即ち同氏の擧げたる四種化炭素の長所とする要點を述べれば本劑は十二指腸蟲に對して効力優秀で低廉、一般に中毒症狀なく而も前處置藥劑服藥後の下痢等も敢て用ひる必要がなすと云ふ點にある。而して四種化炭素は十二指腸蟲(特に雌性「ネカトール」)に對して有効だけれども蛔蟲に對しては其効が弱い然るに「アスカリドール」は雌性十二指腸蟲及蛔蟲に對して有効なものであるからこれを混合して十二指腸蟲及蛔蟲の二種寄生者に與へて効果が多いと報告した。

スミリー及ソントフ Smilie and Pesson 兩氏等は四種化炭素一、五「アスカリドール」〇、五の混合を推奨した。
ラングハート Lanhart 氏は四種化炭素と「アスカリドール」との比を四對一の混合を最も効果あるものとした。

(四) 驅除の時期

學校の如く一定の規律に統率することが出来る團體では驅除法を施行するに當り其時期は餘り問題とならなければいれども農村などの様に比較的自由な集團では農作物其他勞働の關係上驅除法を施行するに當り一定の期間を設けて其集團の閑暇な時期を選ぶが良し。即ち農村では一般に冬季及び初春が比較的閑暇な時期である。而して此の時期に於ては一般寄生蟲卵及び仔蟲の抵抗力は弱められて居るから驅除によつて排泄された蟲卵中に仔蟲は漸次死滅し、或は一少部分のみ潜在生活を營むものであるから感染する機會が尠し。而も人體の一般免疫及び抵抗は冬季に於て充實するものだから蒸氣によつて殺せる宿主の有害作用も僅微なものであらう。

寄生蟲驅除に関する主要文献

- 1 赤木勝雄：一腸寄生蟲の驅除薬に就きて 治療新報 第162號
- 2 同：一殺蟲驅除法に就て 臨床醫學 第15年 第4號
- 3 Braun—Seifert：—Die tierischen Parasiten des Menschen II 3 auf
- 4 P. Pallasch：—Ueber 'Tetrahydrokohlensaure' als Antihelmintikum arohitiv, f. Schifff—u Tropen—Hyg. 1923 Bd 27.
- 5 坂垣四郎、牧野六郎：—「なとりらむ」吐瀉石炭酸内注射による犬糸狀仔蟲 Microfilaria immitis の驅除實驗 日本獸醫學會雜誌 第6卷 第1號 第4改正 中外醫學新報 第1063號
- 6 近藤半三郎、朝比奈泰彦、安本義久：—日本藥局方註解
- 7 小林宗壽：—新驅蟲劑「ソウゼラン」による蛔蟲驅除實驗

- 8 近藤善一：—卵「チヌトマ」の「アソチモン」療法(其二) 東京醫學新誌 第2388, 84, 85號
- 9 川村麟也、風間美顯、田中修二：—日本住血吸蟲科治療法に就きて 細菌學雜誌 第336, 7號
- 10 川上瀧：—糸狀蟲科 慶應醫學 第2卷 第9號
- 11 片岡武揚：—實驗的卵驅除「チヌトマ」對家庭に對する「スチアナル」の作用に就きて 愛知醫學會雜誌 第31卷 第5號
- 12 武藤貞知、長屋浩：—蛔蟲驅除に就いての臨床實驗 日本の醫學 第17卷 第36號
- 13 宮川米次：—驅蟲療法 實驗醫學雜誌 第10卷 第7號 (大正15年) 第1版
- 14 同：—臨床寄生蟲科學 第1版 (大正11年)
- 15 三重縣衛生課：—寄生蟲驅除講義草案 愛知醫學會雜誌 第32卷 第1號 (大正14年)
- 16 武藤貞知、佐々木成信：—蛔蟲驅除藥「チガラキソソ」の臨床實驗 日本微生物學會雜誌 第16卷
- 17 武藤貞知、片岡武揚：—實驗的日本住血吸蟲科に對する「すちぶな一」の作用に就きて 實驗醫學報 第9年 第108號
- 18 三神三朗：—「スチアナル」による日本住血吸蟲科患者の治療實驗 臨床醫學雜誌 第1卷 第5號 (大正13年)
- 19 宮路善久：—「アソチモン」の驅逐注射による「フイライヤ」症の治療 實驗醫學雜誌 第10卷 第3號
- 20 宮川米次：—最近に於ける二、三の治療實驗 實驗醫學雜誌 第10卷 第7號 第7號
- 21 岡葉求：—「カルカル、エメチック」(和名吐瀉石)による日本住血吸蟲科の實驗的治療研究に就きて 實驗醫學雜誌 第7卷 第7號
- 22 R. V. Chopra, Asst, G Chaudhry：—Indian Sanitation, 'The Indian Medical Gazette Vol. IX No 11, 1924.
- 23 Naitlic：—Central of hookworm disease in South Alahama. The Southern Medical Journal Vol. XVII. 1924.
- 24 内井光次：—「ネオスチアナル」による實驗的卵驅除「チヌトマ」症の治療研究に就きて 傳染病研究業務報告 大正15年度 第2號
- 25 Sir Leonard Rogers：—Preliminary report on the intravenous injection of antimony in Filariasis, The Lancet, 1919, Vol. II.
- 26 Do：—Further work on antimony intravenously in Filariasis; Britisch med. Journ., 1920, Vol. I. 京都醫學雜誌 第12卷 第13號
- 27 武田鹿雄：—海人草の臨床的並に實驗的研究 東京醫學新誌 第2501號
- 28 高畑良母、淺田順一：—「アソチモン」の蛔蟲驅除作用の本體に関する研究(第二報) 日本醫學 第8年 第6號
- 29 辻富治：—日本住血吸蟲科の實驗的治療「エメチック」の作用に就きて
- 30 Von Hans Ziemann：—Zur Antimon (Stibonyl) therapie bei einigen tropischen krankheiten, Deut med. Wochenschrift Nr 5, 1924

- 31 渡邊又治郎：「輪馬」エキスの有効成分と用法とに就きて 軍醫國雜誌 第158號
- 32 和田馨：「アンチモモン」劑(ネオスチナール)に依る大「ノイラリヤ」症治療實驗 實驗醫學雜誌 第11卷 第7號
- 33 吉田貞雄・豊川一長：「學齡兒童に於ける驅蟲効果に就きて」 日新治療 第130號

第十三章 寄生蟲驅除を主治効能とする賣藥調査

第一節 寄生蟲驅除を主治効能とする賣藥に就いて

この調査では三十一府縣より、六二〇種類の回答を得たが、驅蟲別から見た、主治効能は各府縣共殆んど蛔蟲と蟻蟲との驅除に限られた観がある、其の中で條蟲と十二指腸蟲を驅除する目的のものは僅かに二十四種類ほどある、又驅除藥としては「サントニン」と海人草が大部分を占めてをるが、驅除中に下劑を加えられたものは四〇八種ある其の他九二一種は驅蟲藥のみで、下劑が併用されてゐない、其下劑としては「フェノールフタレイン」が最も多く用ひられて一、六二〇種中で一二〇種も處分されてゐる、大黃は六七種、旃那は五三種用ひられ、其の他は「ラキサートル」芦薈、「ヤラツバ」などが用ひられてゐる。

本縣の調査によると驅除劑では十二指腸蟲は無論であるが、蛔蟲で「サントニン」を單味即ち下劑と併用しない時は非常に驅除率が低い(第二〇表藥品効力調査参照)ことが分つた、サントニンのみを三回服用後の驅除検査成績は二六、八%であるが、サントニン服用後に硫苦の如き下劑を服用させたものは驅除率は四五、六%の好成績を得てゐる、之れに依つて見ると下劑を加えぬ賣藥は奏効確實でないと思考せらる。

或は必要がないかも知れぬが幾許か参考になると思ふて茲で聊か賣藥規則に關する沿革を少し述べて見やう。
賣藥の取締は明治三年十二月太政官布告を以て大學東校の所轄と定められ、之を發賣せむとするには藥方書並効能用法定價等を詳細相記し東校に差出すこととせられて東校で名實効果等検査の上發賣の免許を與へそして拔群有益の藥方又は製藥類を新に發明する者には七ヶ年間當人の專賣を許して發明の賞として七ヶ年後は其の藥方を明細に記し諸國一般に布告して廣く發行することを許されるのであつた。

明治五年七月太政官布告第二百二號を以て大學東校で賣藥取締を爲すことを廢止せられた。

明治六年三月文部省中に醫務局を置いて太政官から醫制の取調を命ぜられて同年十二月醫制稱が出来上つた。

其の賣藥に關する條項左の様である。

賣藥は其藥味分量効能用法及代價を記し他方廳を経て衛生局に出し免許を受ける者にあらざれば調製を許さず(醫制賣藥に關する條項第七十一條)

同月太政官から醫務局に於て賣藥を検査し之か禁許を指令すべき旨の布告があつた。

明治八年六月太政官布告第百十二號で衛生事務は文部省から内務省の所轄に變更し内務省に第七局を置いて該事務を處理させ、尋て第七局を衛

生局と改められた、其の當時賣薬を甲乙の二種に分け方劑検査の上藥劑分量効能用法等相當のもので民間一時の急に應ずべきものには免許鑑札、(甲印)を與へ、數十品の藥種を配合し萬病的の効能を掲げ眼前有害でないが奏効の目的なき無稽の方劑には「當分發賣不苦候事」の一時鑑札、(乙印)を與へられた。明治十年一月太政官布告第七號で賣薬規則を發布せられて

其の第二條「賣薬營業者は藥味、分量、用法、服用量、効能を詳記したる書に族籍氏名を記し其管轄廳を經由して内務省に願出免許鑑札を受けべし」と規定せられた。

明治十一年九月第二十七號布告で右の條項中鹽の下八字削除せられ従て以來地方廳に出願免許を受くることになつた。

同第八條に賣薬鑑札は滿五年を以て免許期限とし服限滿了の場合舊鑑札を返納し新に出願することを規定せられた。

明治十九年勅令第七十二號で賣薬免許期限の制を廢止せられた。

明治四十二年四月内務省衛第二十號を以て賣薬の無害有効許可主義に關する依命通牒を發せられた。

大正三年三月三十一日法律第十四號で賣薬法を發布せられ現今に至つたものである。

其の第二條に「賣薬營業者賣薬を發賣せんとするときは方名、原料品、及其分量調製方法、用法、用量並効能を記載し主たる營業所々在地の地方長官の免許を受くへし之を變更せむとするときも亦同し」と規定せられてある。

そして同時に賣薬製造發賣者の資格を限定せられた。

大正十五年三月法律第十九號に依り賣薬稅法廢止の件公布せられて同年四月一日から實施せられた。

賣薬の法制は大體以上の通りである。

そこで各府縣からの回答を調べて見ると古いものが甚だしい、即ち明治十四年山梨縣免許の「サントニン」蛔蟲藥が最も古く次で明治十六年の和歌山縣、佐賀縣、兵庫縣の「サントニン」明治二十年及び二十一年の福島縣、岩手縣、熊本縣、新潟縣の同じく「サントニン」藥が先づ古く發賣許可せられた方である。

條邊驅除藥では大阪府で明治三十年樞の實、カマラ、綿馬エキス、の合劑がある次で明治四十一年廣島縣の石榴根皮、チモール合劑があり大正二年愛媛縣の石榴根皮、セメンシーナ、海人草、檳榔子、山椒の合劑等がある、又十二指腸蟲の驅除藥の許可も甚だしく明治四十四年大分縣の、「チモール」「ナフタリン」大正十年の兵庫縣「チモール」「ナフタリン」大正十二年佐賀縣の「チモール」「サントニン」昭和三年愛媛縣の「チモール」「ナフタリン」昭和三年の高知縣の十二指腸蟲、蛔蟲、條邊驅除藥として「チモール」「カマラ」「サントニン」の合劑藥がある。

以上の如くで今日吾國では各府縣とも一般に官民共に寄生蟲の危害を叫び之れが豫防驅除を奨励して居るに拘らず何故に賣薬としての民間賣

藥が少いのであろうか一見妙な現象の様であるが之れは要するに條邊、十二指腸蟲の如き寄生蟲の驅除藥は有効藥が賣薬としての處方に適せざることと完全の驅除を行ふには全く醫師に委任しなければならぬだけ困難な治療である關係と思はれる。

次に調べて見て一寸奇に感ぜられることは「サントニン」には「アセトアニリド」の合劑が頗る多きことと大正十五年以降寄生蟲驅除賣薬が劇増して居ることで現に兵庫縣だけでも大正十五年より昭和四年までに百六十方に達して居るのである。

前者は蛔蟲には多くの小兒が發熱を伴ふ爲めに下熱を目的とすること「アセトアニリド」の光輝が「サントニン」の光輝と似て居るので「サントニン」の分量を多く見せる關係ではあるまいか、又後者は賣薬稅廢止の結果に依るのであると考へられる。

第二節 道府縣寄生蟲驅除藥一覽

北海道廳

方名	主治	効能	原料製作ノ大體	免許ノ年
金平丸	小兒五疳ノ蟲下シ		海人草四々二分 乳糖二々八分 石榴根皮三 々五分	明治三十一年
天狗丸	小兒ノ蟲腹		サントニン〇、〇二 甘草粉末〇、〇三 大黃粉末〇、〇四	明治三十二年
セメニン	同		サントニン〇、〇一 澱粉〇、〇二	明治三十三年
改良セメニン	蟲腹痛、胃蟲驅除		サントニン〇、〇三 乳糖〇、〇三	明治四十一年
驅蟲	蛔蟲、其他ノ蟲下シ		サントニン〇、〇五 五 ヤラツバ末〇、二五 乳糖〇、三瓦	大正三年
驅蟲	同		サントニン〇、〇九 瓦 石膏〇、六瓦	大正四年
驅蟲	同		サントニン〇、〇一 瓦 山慈胡〇、一瓦	同
驅蟲	蛔蟲、其他ノ蟲下シ		サントニン〇、〇五 瓦 乳糖〇、三瓦	大正五年
驅蟲	同		サントニン〇、〇一 瓦 アセトアニリド〇、二瓦	大正八年
驅蟲	寄生蟲驅除		サントニン〇、〇一 乳糖 一、〇	大正九年
驅蟲	寄生蟲驅除		サントニン〇、〇一 瓦 乳糖〇、五瓦	大正十一年
驅蟲	寄生蟲驅除		サントニン〇、〇五 瓦 猪兔番石〇、三瓦	大正十一年

方名	主治	原 料	免 許 年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇五五 アミロール〇、三瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇三瓦 乳糖〇、三瓦	大正十二年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇六瓦 乳糖〇、五四瓦	大正十三年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇一瓦 フェノールフエタリン〇、二瓦 乳糖〇、六瓦	大正十四年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇四瓦 乳糖〇、二瓦	大正十四年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇三瓦 フェノールフタレイン〇、一五瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇四瓦 フェノールフタレイン〇、二瓦	大正十五年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇四瓦 フェノールフタレイン〇、二瓦 乳糖〇、三瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇四瓦 アセトアニリド〇、四瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇五瓦 フェノールフタレイン〇、三瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇五瓦 フェナセケン〇、二瓦 乳糖〇、五瓦	昭和三年
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇一瓦 アセトアニリド〇、一瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇一瓦 精製消石〇、〇一瓦 乳糖〇、二五瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇一瓦 フェノールフタレイン〇、五瓦 乳糖〇、一五瓦	同
セメントニエン散	同	サントニン〇、〇二瓦 アンチピリン〇、二瓦 硫酸イ サントニン〇、〇四瓦 濃製マクネシウム〇、七瓦	昭和四年

京 都 府

方名	主治	原 料	免 許 年
仙流丸	痲疹、小兒肺毒、健胃、吐乳強壯、容竹、 痲疹、痲疹ヲ驅除ス	五味調合粉末トシ糊ヲ以テ丸トス	明治十六年
セメントニエン散	痲疹、腹痛ノ熱ニモヨシ	サントニン外一品混合	同
セメントニエン散	痲疹、腹痛ノ熱ニモヨシ	サントニン外三品調劑	明治二十六年
大人小兒下シ、セメントニエン散	大人小兒ノ下シ	セメントニエン一味	明治二十七年

方名	主治	原 料	免 許 年
痲疹湯、一名マクワ	痲疹驅逐ノ効アリ	海人草外四品調劑	明治二十九年
セメントニエン散	痲疹一切ノ特效藥ナリ	同 外六品混合	同
セメントニエン散	大人、小兒下シ、腹痛諸熱ヲ治ス	サントニン外一品混合	明治三十一年
セメントニエン散	痲疹、痲疹ヲ驅除スルニ効アリ	サントニン外一品調劑	明治三十四年
セメントニエン散	痲疹諸熱ヲ速下ス	海人草外六品調劑	同
セメントニエン散	痲疹一切諸熱下シ	サントニン外三品混合	明治三十七年
痲疹下シ	痲疹ヲ下スニ妙藥ナリ	海人草外七品調劑	明治三十九年
矢田下シ	痲疹ノ妙藥	海人草外六品調劑	大正三年
逆効丸	痲疹、痲疹、胃腸、痲疹ヲ驅除シ胃腸 ヲ強壯ニセシム	海人草外七品混合劑	同
去毒丸	痲疹、痲疹、痲疹、痲疹一切其他諸熱ヨリ 起ル諸症ニ大効アリ	サントニン外一品混合	同
去毒丸	痲疹、痲疹、痲疹、痲疹一切ニ妙藥 胸わく、腹いたみ、胸熱、痲疹一切ニ妙藥	海人草外六品調劑	同
去毒丸	痲疹、痲疹、痲疹、痲疹一切ニ妙藥 胸わく、腹いたみ、胸熱、痲疹一切ニ妙藥	海人草外十一品調劑	大正四年

大 阪 府

方名	主治	原 料	免 許 年
痲疹必死劑	痲疹、痲疹其ノ他	カキノ實、カマラ、クフ花、サントニン、綿馬エキス 澱粉、白糖ヲ以テ錠劑トス	明治三十年
天王子セメント菓子	痲疹、痲疹	サントニン、片栗粉、白糖、寒梅粉ヲ以テ菓子トナス	明治三十七年
マクニゼリ	痲疹、痲疹	サントニン、アセトニリド、白糖、片栗、寒梅粉ヲ 以テ菓子トナス	大正十五年
岩崎家セメント	同	糯米粉、白糖、水飴、マクニゼリ、枸橼油、フロキシン ヲ蒸溜水ニテ泥狀トシ丸劑トス	同
セメントニエン	同	サントニン、澱粉、アセトアニリド散劑トス	昭和二年
セメントニエン	同	サントニン、澱粉、白糖、桂皮油ヲアラビヤゴム末ニ デ錠劑トス	昭和三年
ナフモル	痲疹、痲疹、十二指腸	チモール、ナフタリン、シナ花末ヲ膠囊ニ入ル	同
マクニゼリ	痲疹、痲疹	液狀マクニゼリ、白糖、精製消石、ワニリン、ココア、 桂皮油、薄荷油ニテ錠劑	同

兒童服用、マクニン錠	同	同	同
ワシ下しまくり	同	同	同
マツタケ湯	同	同	同

埼玉縣

方名	主治効能	原料製作ノ大體	免許ノ年
羅羅散	蛔蟲	牛黄二厘、蘆薈七厘、檳榔子二分五厘、使君子二分、大黃一分五厘、セメシナ五厘	明治二十二年
絶絶散	蟲下シ	サントニン二厘二毛、マグネシヤ二厘八毛	明治二十三年
疳疳丸	蛔蟲	常葉三〇分、乾菜三〇分、揚梅史三〇分、香附子二〇分、蓮肉三〇分、黃柏三〇分、木香三〇分、シナ花〇五分、コノ花一瓦、糖糖硫黄一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	明治二十四年
十二指腸除劑ゾオデナール	十二指腸蟲、蛔蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	明治四十五年
改良羅羅丸	蛔蟲、蟯蟲、鞭蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	大正二年
仁天セメ散	蛔蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	大正三年
サントニールネ散	蛔蟲、蟯蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	大正十四年
蟲下シ新劑	蛔蟲、蟯蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	大正十五年
野本改良セメ散	蛔蟲、鞭蟲	サントニン〇三瓦、大黃末一瓦、ロカイ末一瓦、センナ末一瓦以上ヲ六十粒トス	昭和三年

群馬縣

方名	主治効能	原料製作ノ大體	免許ノ年
子育丸	蛔蟲驅除	サントニン一匁五、吶大黃一匁五、吶甘草一匁	明治二十九年

方名	主治効能	原料製作ノ大體	免許ノ年
乳糖救命圓	蛔蟲下シ	サントニン〇一瓦、乳糖一瓦	明治三十九年
大人、小兒蟲くだし	蛔蟲、蟯蟲、條蟲下シ	サントニン〇二、乳糖〇、五	明治四十三年
吞粒丸	蛔蟲、蟯蟲下シ	サントニン〇一、澱粉〇、二	明治四十五年
太田子育丸	同	サントニン〇〇、五、澱粉〇、一	大正元年
セメンエン散	同	甘草〇、五、甘草末〇、五、サントニン〇、三	同
セメンエン散	蛔蟲驅除	サントニン〇〇、六、澱粉〇、六	大正二年
救急丸	蛔蟲驅除	サントニン〇〇、〇、三、澱粉〇、一五	大正四年
蛔蟲驅除セメニン散	蛔蟲、蟯蟲	リウマチカフニン〇〇、二五、サントニン〇〇、五、澱粉〇、〇、四	大正五年
聖醒丸(第五號藥)	蛔蟲	サントニン〇〇、一、乳糖〇、五	大正九年
サントニールネ散	同	サントニン〇〇、三、薄荷油〇、〇〇五、乳糖適量	同
サントニールネ散	同	サントニン〇〇、一、アセトアニリド〇、二、デンプン一、六	大正十年
シヤセメ散	同	サントニン〇〇、一、澱粉一、五	大正十二年
積方セメ散	同	サントニン〇〇、一、澱粉一、〇	同
セメンエン散	同	サントニン〇〇、三、フェニルフトレイン〇、一	大正十三年
貨効蟲下、サントニールネ散	蛔蟲、蟯蟲	サントニン〇〇、三、乳糖〇、五、フェニルフトレイン〇、五	大正十四年
セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	サントニン〇〇、〇、三、澱粉〇、〇、七	大正十五年
セメンエン散	同	サントニン〇〇、一、乳糖〇、一	同
セメンエン散	同	サントニン〇〇、一、乳糖一、〇	同
セメンエン散	同	サントニン〇〇、三、乳糖〇、三	同
サントニールネ散	同	サントニン〇〇、〇、八、乳糖〇、八	同
昭和書下シサントニールネ散	同	サントニン〇〇、〇、九、アセトアニリド〇、一五	昭和二年
小林セメンエン散	蛔蟲驅除	サントニン〇〇、一、フェニルフトレイン〇、三、澱粉一、六	同
セメンエン散	同	サントニン〇〇、〇、六、乳糖一、〇〇	同
セメンエン散	同	サントニン〇〇、一、フェニルフトレイン〇、五	同

方名	主治	効能	原料	製作ノ大體	免許ノ年
細下セメン下	同	同	セメント一〇、海人草一〇		同
細下セメン下	同	同	セメント二〇、三		同
ストウ、むしくだし	同	同	セメント一〇、〇、澱粉一四、〇、フエノールフタレイ		昭和三
梅澤、むしくだし	同	同	フエノールフタレイ〇、五、イタニン粉末二、〇		同
参洋堂	同	同	セメント二〇、〇、五、乳糖〇、二五、カラツバ末〇、三		同
セメント	同	同	ダレイン〇、〇、二、デンプン〇、五〇、フエノールス		同
小出	同	同	セメント二〇、〇、七、乳糖一、〇		同
セメント	同	同	セメント一〇、〇、六、フエノールフタレイ〇、三、乳		同
内用	同	同	糖一、五〇		同
同	同	同	セメント二〇、〇、五、乳糖〇、三		同
同	同	同	セメント二〇、〇、一、大黃粉末二、〇、白陶土二、〇		同
同	同	同	セメント二〇、〇、〇、五、乳糖〇、〇九五、カルミン〇、五%		同
同	同	同	マクニ末一、〇、フエノールフタレイ〇、二		同
同	同	同	セメント二〇、〇、七、白糖〇、二、三、マクニ一、〇、		昭四
同	同	同	ラキサトール〇、三		同
同	同	同	セメント二〇、〇、一、乳糖〇、二		同
同	同	同	セメント二〇、〇、三、乳糖一、〇		同
同	同	同	セメント二〇、〇、五、乳糖〇、〇九五		昭四

千葉縣

方名	主治	効能	原料	製作ノ大體	免許ノ年
セメント	同	同	セメントニ、石香		明治十六年
セメント	同	同	セメントニ		同
セメント	同	同	セメントニ		明治二十二年
セメント	同	同	セメントニ		明治二十四年

同	同	同	同		明治二十八年
同	同	同	セメントニ、テンブ		明治三十九年
同	同	同	セメントニ、乳糖		明治四十一年
同	同	同	同		明治四十二年
同	同	同	同		大正三年
同	同	同	セメントニ、大黃末		大正三年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正四年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正七年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正八年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正十年
同	同	同	海人草、セキシナ花末、センナ葉末、柘榴根皮		大正十年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正十一年
同	同	同	セメントニ、海人草		大正十三年
同	同	同	セメントニ、乳糖		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十三年
同	同	同	同		大正十四年
同	同	同	同		大正十四年
同	同	同	同		大正十五年

滋賀縣

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
セメンエン散	驅蟲	サントニン〇、〇二五、硫酸マグネシウム〇、二	明治三十四年
一名サントニーネ散	同	サントニン〇、一、乳糖二、〇	明治四十三年
一、セメンエン	蛔蟲驅除	サントニーネ〇、〇五	同
玉セメン	寄生蟲驅除	サントニン〇、〇三、ヤラツバ根末〇、二、大王末〇、五	大正七年
セメンエン一名サントニーネ	驅蟲	サントニン〇、〇一、硫酸マグネシウム〇、一	大正八年
退下散	驅蟲	サントニン〇、〇五、乳糖〇、二	同
退下散	同	サントニン〇、〇五、アセトアニリド〇、一	大正九年
サントニーネ散	同	サントニン〇、〇三、乳糖〇、三	大正十一年
起死回生、小兒丸	蛔蟲驅除	サントニン〇、二、アセトアニリド〇、三	大正十二年
起死回生、小兒丸	驅蟲	サントニン〇、〇〇一、精製樟腦〇、〇一、オイセニン〇、	大正十三年
純セメンエン	同	一、大黃末〇、〇六、ヒラミドン〇、二	大正十四年
純セメンエン	同	サントニン〇、〇五、アセトアニリド〇、〇五	大正十四年
セメンエン散	蛔蟲驅除	サントニン〇、〇三、アセトアニリド〇、〇三、乳糖	大正十五年
セメンエン散	蛔蟲	サントニン〇、〇五	昭和二年
スギ、サントニーネ散	蛔蟲	サントニン一、〇、ヘノールフタレイン五、〇、澱粉一、	昭和二年

岐阜縣

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
驅蟲特效、退下セメンエン	蛔蟲驅除	サントニン二匁五分	明治二十九年
セメンエン	同	サントニン二匁五毛	明治三十年
大人、小兒退下シ、セメンエン	小人、大人ノ腹痛	サントニン一匁、糊酸一匁	明治四十年
退下シ、セメンエン	大人、小兒退下シ	サントニン〇、〇五、フエナセケン〇、一五	明治四十二年
同	驅蟲下シ	サントニン二匁五分、糊酸七匁五分	大正二年
同	驅蟲下シ	シナ花末、センナ葉 寒梅粉	大正二年
セメンエン丸	驅蟲下シ	サントニン二匁六分、アミロール五匁	大正九年
横山退下シ	小兒退下シ、蟲熱さまし	サントニン五、〇、フエナセケン三五、〇	大正十二年
小兒退下シ良薬、セメンエン	蛔蟲、蟯蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一、五	大正十三年
所セメンエン	蛔蟲、蟯蟲下シ	サントニン	大正十三年
小林セメンエン	蛔蟲、蟯蟲、体驅除熱退下ス	サントニン〇、〇七、アセトアニリド七、〇	大正十四年
大人小兒退下シ正セメンエン	蟲熱さまし、退下シ	サントニン三、五、アセトアニリド七、〇	同
蛔蟲下シ	蛔蟲驅除	サントニン〇、一、乳糖一、〇	同
退下シ	蛔蟲驅除	サントニン、大黃末、乳糖	大正十五年
セメンエン散	大人、小兒驅蟲退下シ	サントニン〇、一、炭酸ガキコール〇、一、サリチール	昭和二年
セメンエン散	蟲、蟯蟲驅除	酸フエナセケン〇、一	昭和三年
サントニーネ散	蛔蟲、蟯蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖〇、五	同
ミタムラ、セメンエン	同	同方サントニン〇、〇五、局フエノールフタレイン〇、	同
サントニーネ散	同	四、局乳糖〇、五五	同
サントニーネ散	同	サントニン〇、一、フエノールフタレイン〇、五、乳糖	同
サントニーネ散	同	〇、五	同
セメンエン	蛔蟲、蟯蟲、白虫其他ノ諸蟲ヲ殺下ス	サントニン〇、〇三、フエノールフタレイン〇、一	昭和四年

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
セメンエン散	蛔蟲驅除	サントニン、マグネシヤ 散劑	明治三十九年
セメンエン一名(蟲下シ)	同	サントニン、石芥 同	大正二年
並木セメンエン散	同	サントニン、硫酸マグネシヤ 同	大正七年
セメンエン	同	サントニン、澱粉炭酸マグネシヤ 同	大正八年
セメンエン散	同	サントニン、フェニールフタレイン 同	大正九年
同	同	サントニン、乳糖 同	大正十二年
同	同	サントニン、フエナセチン 同	大正十三年
セメンエン一名(白馬島下シ)	同	サントニン、フエナセチン、澱粉 同	大正十四年
セメンエン	同	サントニン、フェニールフタレイン、白陶土 同	大正十五年
和泉屋ノ蟲下シ	同	サントニン、フェナセチン 同	昭和二年
セメンエン散	同	サントニン、アセトアニリド 同	昭和三年
セメンエン	同	サントニン、アセトアニリド、硫酸マグネシヤ 同	昭和四年
セメンエンの頓服	同	サントニン、フェニールフタレイン 同	同
セメンエン	同	サントニン、フェニールフタレイン、白陶土、澱粉 同	同

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
セメンゲンザン	蛔蟲、紅門蟲等ニ良劑ナリ	セメンゲンゾ七厘	明治三十七年
セメンエン散 (一名 ヤントニール散)	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、〇五、乳糖一、五	明治三十八年

セメンエン、環花毒散	同	サントニン〇、〇三、乳糖〇、三	大正十一年
セメンエン	蛔蟲	サントニン〇、〇六、乳糖〇、五、四、荳蔴子油粉末一、〇	同
セメンエン	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、一、アセトアニリド〇、三、乳糖〇、五	大正十四年
新製、ヤントニン散	同	サントニン〇、〇三、硫酸マグネシウム〇、五、乳糖〇、六	大正十五年
カンノ、セメンエン	同	サントニン〇、〇六、フェニールフタレイン〇、五、乳糖〇、五	同
タメ、イ、チ、ウ	同	サントニン〇、一、ラキサトール〇、五、乳糖一、五	同
セメンエン	同	サントニン〇、〇五、ラキサトール〇、四、乳糖〇、三五	同
セメンエン	同	サントニン〇、〇六、アセトアニリド〇、一四、ラキサトール〇、四	同
藤巻、セメンエン	同	サントニン〇、〇八、センナ葉末一、〇、乳糖一、〇	同

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
環下シ	蛔蟲	サントニン	明治二十一年
環花毒	蛔蟲下シ	同	明治三十年
ふくつらむしをるし	蛔蟲	同	明治三十二年
環花毒	蛔蟲、蟻蟲	同	明治三十五年
環花毒、撒瓦尼注	同	同	明治三十七年
環花毒、セメンエン	同	同	明治三十九年
環下シセメンエン	同	同	同
環下シ	同	同	明治四十一年
環下シ	同	同	明治四十三年
環下シ	同	同	明治四十四年
環下シ	同	同	同
環下シ、セメンエン	同	同	同
環下シ	同	同	同
環下シ	同	同	同
環下シ	同	同	同
環下シ	同	同	同
環下シ	同	同	同

サントニン散 (一名 せめんえん)	蛔蟲	サントニン	同	同
清水薬房セメン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	同
セメン下シ薬	驅蟲	同	同	同
大人、小人蟲下シ、セメン散	蟲下シ	同	同	明治四十五年
セメン(一名サントニン)散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	同
セメンシナ丸	蛔蟲	同	同	大正六年
セメンエン散	蛔蟲	同	同	大正十年
セメンエン散	蛔蟲	同	同	大正十二年
蒲生驅蟲散	同	同	同	大正十三年
セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	大正十三年
長尾セメンエン散	蛔蟲	同	同	同
早川セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	同
共益セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	同
セメンエン散	同	同	同	大正十四年
シマ強力、セメンエン散	蛔蟲	同	同	同
東瀛、セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同	大正十五年
同セメンエン散	同	同	同	同
セメンエン散	同	同	同	同
セメンエン散	同	同	同	同
サワ、セメン散	同	同	同	同
蟲下シ、サントニン散	同	同	同	同
セメンエン散	蛔蟲	同	同	同
春陽堂小兒、蟲下シ薬	同	同	同	同

岩手縣

春陽堂、蟲下シ薬	蛔蟲	サントニン	大正十五年
セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲	同	同
サントニン散	同	同	昭和二年
セメンエン散	同	同	同
セメンエン散	同	同	同
サントニン散	同	同	同
サントニン散	同	同	同
復方セメン散	蛔蟲、蟯蟲	同	昭和四年

小兒主薬、消蟲糖	蛔蟲ニ効アリ	白砂糖、片栗、サントニン	明治二十一年
蟲下シ、セメン散	蛔蟲、肛門蟲ヲ驅除ス	サントニン、乳糖	明治三十六年
驅蟲散	生蟲ヲ驅テ治ス	サントニン、乳糖	明治四十年
殺蟲散	生蟲一切ニ効アリ	サントニン	大正五年
腸蟲散	蛔蟲、蟯蟲、十二指腸ノ驅除	サントニン、ヤラツバ末、乳糖	同
大人小人腸下シセメン散	蛔蟲、蟯蟲、絛蟲	サントニン、澱粉	大正十年
小原驅蟲散	蛔蟲ヲ驅除ス	サントニン、乳糖	大正十一年
セメンエン散	蛔蟲、蟯蟲、驅除ニ効ヲ奏ス	サントニン、アセトアニリド、フェニールフタレイン	大正十四年
ヤントニン散	蛔蟲驅除	局方サントニン、局方乳糖	同
セメンエン散	同	サントニン、フェニールフタレイン、澱粉	大正十五年
セメンエン散	同	サントニン、樟腦、澱粉	同

青森縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	セメシニエン	蛔蟲	サントニン、乳糖	同
	蟲下シ、セメシニエン	蛔蟲、蟻蟲	セメシナ末、甘草末	昭 和 二 年
	特製 驅 蟻 散	同	サントニン、假製マゲネシヤ	同
	熊生ノ蛔蟲散 (一名 サントニン散)	蛔蟲驅除	樟腦、麝香、牛黃、廣東、人參外五味 サントニン、ナフタリン、甘草末	昭 和 三 年 昭 和 四 年

山形縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	蠅 蟻 掛 除 湯	蛔蟲	海人草、セメシナ	免 許 ノ 年
	腹 蟻 散	同	サントニン	明 治 二 十 五 年
	喜 妙 散	蟲一切	同	明 治 二 十 八 年
	小兒蟲下シ、環 芻 散	蛔蟲	同	明 治 三 十 六 年
	育妙散、一名 蟲下シ菓子	同	同	明 治 三 十 八 年
	寄 効 糖	同	同	明 治 四 十 一 年
	責任調劑、蟲下シ薬 第一號	同	同	大 正 十 四 年

山形縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	育 兒 丸	同	庚木通一匁、澤波二匁、平夏二匁、桔梗二匁、庚木香二匁、丁子二匁	明 治 四 十 四 年
	セメシニエン 散	蛔蟲、蛔蟲ニヨル發熱	サントニン〇、〇五 アミヨーゼ〇、五	大 正 六 年
	佐々木、セメシニエン 散	蛔蟲	サントニン〇、〇一 硫酸マグネシヤ〇、三	大 正 八 年
	たちはな印、セメシニエン 散	同	サントニン〇、〇一 乳糖三、〇	大 正 十 年
	大學、セメシニエン 散	同	サントニン〇、〇一 乳糖三、〇	大 正 十 二 年

富山縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	蟲ノ 掃 ヒ 下 散	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、〇二 海人草一、〇	大 正 十 三 年
	セメシニエン 散	蛔蟲、蟲ヨリ起ル腹痛ヲ治ス	サントニン〇、〇二 アセトアニリド〇、〇一	昭 和 四 年
	驅 蟲 散	蛔蟲、糖腸蟲	サントニン〇、〇三 大黃末〇、五 乳糖〇、五	同

富山縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	セメシニエン	蛔蟲	サントニン〇、〇六 アセトアニリド〇、〇六	大 正 元 年
	セメシニエン	蟲下シ	サントニン〇、〇五 六 アセトアニリド〇、〇五 六	大 正 五 年
	セメシニエン	蛔蟲、蟻蟲、十二指部蟲、條蟲	ニリド〇、〇五 五 チモストニン〇、〇九 アセトアニリド〇、〇五	大 正 十 二 年
	大人、小兒蟲下シ、セメシニエン	同	サントニン〇、〇五 チモストニン〇、〇一	同
	セメシニエン	蟲ヨリ起ル諸病	サントニン〇、〇七 五 硫酸〇、〇七 五	同
	むし下シ、セメシニエン	驅蟲	サントニン〇、〇六 アンチフェブリン〇、〇六	大 正 十 四 年
	七 下シ、セメシニエン	蛔蟲	サントニン〇、〇五 六 アセトアニリド〇、〇五 六	大 正 十 四 年
	むし下シ、セメシニエン	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、〇六 アセトアニリド〇、〇六 硫マ	大 正 十 五 年
	セメシニエン	蛔蟲	サントニン〇、〇四 アセトアニリド〇、〇四	同
	成田セメシニエン	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、〇七 硫酸〇、〇五	昭 和 二 年
	セメシニエン	大人、小兒蟲下シ	サントニン〇、〇七 アセトアニリド〇、〇三 七	昭 和 三 年
	糖 錠、セメシニエン	蛔蟲、蟻蟲	サントニン〇、〇九 四 白糖三、七六 硫酸〇、二	同
	セメシニエン	同	サントニン〇、〇三 七 硫酸〇、〇三 七 アセトアニリ	昭 和 四 年
	むしおろし、まぐい湯	蛔蟲	1F〇、〇三 七	同
			海人草二匁、檳榔子五分、柘榴皮四匁、苦楝皮五分	同

鳥取縣	方名	主 治 効 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
	セメシニエン	蛔蟲	サントニン、石膏	明 治 二 十 三 年

方名	主治	原 料	製 法	大 體	免 許
セメシ	腹中蟲下し	同			明治三十六年
長生糖、蟲おろし菓子	蟲おろし	サントニン、寒梅粉、白砂糖			明治四十五年
改良セメシ、蟲おろし	大人、小兒蟲おろし	サントニン、アセトアニリド、澱粉			大正二年
食海蟲おろし	蟲おろし	海人草、使君子、シナ花			大正三年
正眞、セメシエン	同	サントニン、石膏			大正四年
去 蟲 丸	同	サンニン、澱粉、白糖			同
大人、小兒、むねむしおろし	同	シナ花、サントニン、苦楝皮、檳榔子			同
腸 蟲 酢 下 湯	同	シナ花、檳榔子、センナ葉、甘草			同
角 輪 糖	同	拓榴皮、海人草、檳榔子、使君子			大正六年
蠅 蠅 蠅 劑、角輪糖	同	サントニン、アセトアニリド、乳糖			同
立 効 セメシエン	同	サントニン、澱粉、アラビヤゴム			大正八年
特 製 セメシエン	同	サントニン、澱粉			同
旭 七 梅 糖	同	同			大正十一年
大人 七 梅 糖	同	サントニン、石膏			大正十三年
小兒 七 梅 糖	同	サントニン、大黃、センナ葉			大正十四年
フ エ ル	同	サントニン、乳糖			大正十四年
日乃川、せめん	同				大正十五年

香 川 縣

方名	主治	原 料	製 法	大 體	免 許
蠅 蠅 蠅 劑、セメシ	蠅 蠅 蠅	サントニン、唐石膏			大正四年
對症蠅下シ薬 第二號	蠅 蠅 蠅	サントニン、〇、〇五セメシシナ花末一、〇〇乳糖〇、五			大正十一年
休 安 蠅 おろし	蠅 蠅 蠅				免 許

廣 島 縣

方名	主治	原 料	製 法	大 體	免 許
セメシ 四むし下し	大人、小兒蟲下し	サントニン、〇、〇二五 アセトアニリド、〇、〇七五			大正十三年
特製完全、セメシエン	大人、小兒蟲下し	サントニン、〇、〇一アセトアニリド、〇、一澱粉一、〇			同
小兒五疳、治 蟲 丸	小兒五疳蟲一切	赤蛙、干漆、施綿支那、甘草、使君子、苦楝皮、麝香			明治三十三年
セメシ 葉 子	むし一切の良劑	右七味調合丸散トス			明治三十五年
セメシ 葉 子	五疳、蠅蠅其他一切	サントニン、カタクリ右二味調合散トス			同
退蟲良劑、セメシエン	大人、小人諸蟲下し	炭酸麻痺皮候乳糖、瑞篤寧右三味調合散藥トス			同
蠅 蠅 蠅 劑、瑞篤尼混	蠅 蠅 蠅、蟲 聚、惡蟲其他蟲症ニヨシ	瑞篤尼混、石膏粉末以上二味調合			明治三十九年
セメシ 葉 子	懐蟲下し	瑞篤寧、石膏右二味調合			同
セメシ 葉 子	第一むしくだし蟲腹痛、其他蟲病一切ニ効アリ	サントニン安知糖、梨林、早蕪右三味調合			明治四十年
セメシ 葉 子	蠅 蠅 蠅、蠅 蠅 下ス	サントニン、片栗ヲ炒リタルモノ右研和散藥トス			同
下 シ 葉 子	蠅 蠅 蠅、十二指腸蟲、胃加答兒、食	サントニン、寒梅粉、澱粉、白糖右四味錠劑			同
下 シ 葉 子	傷、腸 蟲、蝨 蟲、胃 痛、消 化 不 良、むね	瑞篤寧、單合利別、寒梅粉右三味調合煉菓子トス			明治四十一年
下 シ 葉 子	のつかへ其他一切ニ効アリ	乳糖、脂肪、白糖、乳糖、右粉末、トラガカンタ葉			明治四十一年
下 シ 葉 子	蠅 蠅 蠅、蝨 蟲、十二指腸蟲、ヒラリ	ヤラツバ石鹼、白糖、乳糖、右粉末、右混和ス			同
下 シ 葉 子	+其他諸寄生蟲、蝨 蟲ニ効アリ	サントニン、石膏(粗末トナス)右混和ス			明治四十二年
下 シ 葉 子	蠅 蠅 蠅 一切驅除	サントニン、アセトアニリド、糯米粉、白砂糖右混			同
下 シ 葉 子	大、小兒蟲下シ一切ニ大効アリ	サントニン、乳糖右二味調合			明治四十三年
下 シ 葉 子	大人、小人蟲下シ蟲腹一切	サントニン、乳糖右二品混和			同
下 シ 葉 子	蠅 蠅 蠅	使君子、胡黃連、沈香、黃連、白木檳榔子右六味調合			明治四十四年
下 シ 葉 子	小兒ノ五疳蠅風蟲腹痛等	散劑			同
下 シ 葉 子	蠅 蠅 蠅、蝨 蟲	サントニン、乳糖右二味調合			同
下 シ 葉 子	大人、小人ノ蟲病一切ニ卓効	糯米粉、白砂糖、サントニン以上ノ調合ノ丸藥			同

サ ン ト ニ ン	散	蛔虫生じむねさきつかへ、はき、腹痛を る時に効あり	サントニン、乳糖右二味調合	明治四十五年
改 良 、 む し お ろ し	散	大人、小人虫病ニ効アリ	サントニン、澱粉右混和	同
小 兒 五 疳 新 良 劑	散	小兒五疳蛔虫	使君子末、大黃末、胡黃連末、人參末、蟾蜍末、烏 肝末、海人草、甘草	大正元年
蟲	散	蛔虫下シ	サントニン、澱粉右二味調合散薬トス	大正二年
蟲下シ、セメンケイキ	散	蛔虫驅除	サントニン、白糖、澱粉、カルミン、ゼラチン、右錠劑	同
小 兒 疳 積 蟲	散	右同	赤蛙、使君子、御種人參、支那花右四味黒燒トス	同
瑞 篤 尼 涅 葉 子	散	右同	サントニーネ、砂糖、片栗、澱粉右丸散トス	同
むし、せめ、ん丸	散	蛔虫、蟯虫、條虫、十二指腸蟲等	セメンシーナ、チモール、柘榴根皮、他貨、亞那、大 黃、甘草、右六味細末丸薬トス	同
小兒むしおろし大妙薬	散	蛔虫、蟯虫	サントニーネ、白糖、メリケン粉、糯米右丸薬トス	同
瑞篤尼涅葉子	散	蛔虫驅除	サントニーネ、乳糖右散薬	大正三年
セメンケイキ	散	蛔虫	サントニーネ、乳糖	同
明 治 セ メ ン ケ イ キ	散	蛔虫、蟯虫	サントニーネ、ヤラツバ根末、乳糖右三品配合	同
大人、小人虫下シ、セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫ヲ驅除ス	瑞篤寧、澱粉以上二味混和散劑トナス	同
蠅 蟲	散	大人、小人ノ蛔虫おろし	瑞篤寧、藜刺、巴根末、乳糖右調合散薬	同
石 川 セ メ ン 葉 子	散	蛔虫諸症ニ基因スル腹痛其他蟯虫ノ驅除	瑞篤尼涅、紅粉、片栗、寒梅粉、砂糖右調合菓子トス	大正五年
セメンケイキ	散	蛔虫諸症ニ基因スル腹痛其他蟯虫ノ驅除	サントニン、石膏右混和	同
藥局調製劑一名(セメンケイキ)	散	蛔虫驅除	サントニン、澱粉右混和散薬	大正六年
驅蟲良劑、セメンケイキ	散	蛔虫、疥虫	サントニン、大黃末、澱粉右混和散薬	同
蟲	散	蛔虫、蟯虫ノ驅除ニ効アリ	海人草、紅花、甘草、大黃、シナ花、黃連、柘榴皮、 川芎、人參右九種ヲ粗製、散薬	同
タ カ ウ ラ	散	蛔虫、蟯虫ノ驅除ニ効アリ	サントニン、白糖右混和錠劑	同
蟲下シセメンケイキ	散	蟯虫、十二指腸蟲、蛔虫	瑞篤寧、湿乳糖右二品調合散薬	同
小兒専門甘味、驅蟲薬	散	蛔虫、蟯虫、驅除	サントニン、枸橼油、甘草右丸薬トス	大正八年
小兒専門、むし下シ	散	蛔虫、蟯虫等ノ驅除	サントニン、乳糖、甘草末、右混和、アラビアゴム及 水ヲ加ヘ丸薬トス	同
セメンケイキ	散	蛔虫諸症ニ基因スル腹痛其他蟯虫ノ驅除	サントニン、澱粉右調合	大正九年

除 蟲 健 體 散	散	蛔虫、十二指腸蟲、眞田蟲ノ妙薬	チモール、サントニン、大黃末、アフトラン右混合カ フェル入ル	大正二年
サントニン散一名セメンケイキ	散	蛔虫症、蟯虫症	サントニン、シナ花末、白糖末	同
さただむしおろし	散	蛔虫諸症ノ驅除	サントニン、乳糖右研和散薬	大正十年
セメンケイキ	散	蛔虫驅除	サントニーネ、乳糖右混和散薬	大正十一年
驅蟲散、一名セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫ノ驅除	サントニン、乳糖末右混和錠劑	同
メ ク ー ル	散	蛔虫、蟯虫ノ驅除	サントニン、大黃末、カスカラサクラダ流動截幾斯甘 草末、乳糖	大正十二年
正 田 蟲 下 シ	散	蛔虫驅除	サントニン、乳糖末右混和錠劑	同
下劑並用、セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫驅除	サントニン、大黃末、カラカラサクラダ流動截幾斯甘 草末、乳糖	同
むしおろし、サントニン錠	散	蛔虫症、蟯虫症	サントニン、澱粉右混合散薬	同
スタール、蛔虫錠	散	蛔虫、蟯虫ノ驅除	チモール、石榴皮末、フェイルフタイン、澱粉右四味 配伍膠囊(入レル)	大正十三年
セメンケイキ	散	十二指腸蟲驅除ノ効アリ其他條虫等ノ寄 生ヲ防ク	サントニン、澱粉右混和散薬	同
小西十二指腸驅蟲薬	散	蛔虫、蟯虫等殺蟲薬	サントニン、乳糖右研和散トス	同
砂 糖 蟲 下 シ	散	蛔虫、蟯虫驅除	サントニン、乳糖右混和散薬	同
野田セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫驅除	サントニン、石膏右混和散薬	同
驅蟲劑一名セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫	サントニン、乳糖	大正十三年
セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫其他寄生蟲驅除	サントニン、乳糖右混合散薬	大正十四年
サントニン一名セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫及之等ニ基因スル腹痛ニ効アリ	サントニン、澱粉	同
驅蟲劑一名セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫驅除	右同	同
驅蟲	散	蛔虫、蟯虫驅除	右同	同
セメンケイキ	散	蛔虫、蟯虫驅除	右同	同
イ ケ ダ セ メ ン ケ イ キ	散	右同	サントニン、ヤラバ根末、乳糖右混和散薬	同
驅蟲	散	右同	サントニン、炭酸、マグネシウム、乳糖右散薬	同
壽 老 堂 セ メ ン ケ イ キ	散	右同		同